

平成30年10月31日

事業主の皆さまへ

東京金属事業厚生年金基金
代表清算人 小西正実

清算事務の進捗状況について

当基金が厚生労働大臣より解散認可を受けてから1年6カ月余を経過いたしました。

この間、当基金では、清算事務の第一段階である最低責任準備金（国への返還額）の確定に向け、その前提となる国の年金記録と基金記録との整備作業を重点的に進めてまいりました。その結果、現段階における双方の記録の不一致率は0.1%未満にまで至り、国への返還額並びに残余財産について一定の目途が立ちましたことから、清算事務の進捗状況とともにこれらについてお知らせいたします。

1. 清算事務の進捗状況

(1) 国と基金の記録突合 <作業スケジュール①参照>

最低責任準備金（国への返還額）の確定には、国の被保険者記録と基金記録との完全一致が必要となるため、不一致記録については1件ごとに原因を調査し、その上で国に対する記録訂正の申し出や基金記録の補正等を進め、これまで延べ5回にわたり国の記録との突き合せを実施いたしました。その結果、現時点における不一致率は以下のとおりとなっています。

実施年月	突合データ件数		一致件数	不一致件数	不一致率
① H29年 7月	被保険者記録	1,442,521	1,420,846	21,675	1.503%
	中途脱退者記録	32,641	30,332	2,309	7.074%
② H29年11月	被保険者記録	1,442,415	1,426,150	16,265	1.128%
	中途脱退者記録	32,980	31,644	1,336	4.051%
③ H30年 2月	被保険者記録	1,442,377	1,425,724	16,653	1.155%
	中途脱退者記録	32,981	31,719	1,262	3.826%
④ H30年 6月	被保険者記録	1,442,559	1,442,481	78	0.005%
	中途脱退者記録	32,994	32,993	1	0.003%
⑤ H30年 8月	被保険者記録	1,442,544	1,442,478	66	0.005%
	中途脱退者記録	32,990	32,964	26	0.079%

(注) 突合データの件数は、被保険者記録の訂正等により実施の都度若干変動しています。

(2) 未請求者の解消 <スケジュール②参照>

解散認可日以前に年金受給権を取得しているにもかかわらず、未請求となっている方の給付については、未払給付費としてその債務を弁済する義務を有しており、当基金では、解散認可日以降この未請求者の解消に取り組んでまいりました。

未請求者の多くは住所不明者であり、当基金では住基ネットへの照会や国の厚生年金裁定者情報への照会等を行い住所把握に努め、住所を特定できた方には裁定請求書の提出勧奨を行ってきたところです。この結果、本年9月までに約1,100名の方々に対し約4.3億円をお支払いすることができました。

【未請求者に対する給付の状況】

	平成29年度	平成30年度(9月末)	計
件数	783件	333件	1,116件
金額	212,544千円	215,855千円	428,399千円

当基金では、こうした未請求者解消のための取り組みを進めてまいりましたが、本年9月末時点でなお800名余の方々が無請求（対象給付費約10億円）となっております。本来であれば更に未請求者解消に向けた取り組みを進めるべきところではありますが、現時点で未請求となっている方の多くは住基ネット等でも住所の確認を行えず事実上解消困難な方々です。これらの方々の住所を把握するためには、実地調査など膨大な時間と費用を伴うとともに、その間、清算事務の結了が大幅に遅延することになります。このため、当基金では、残余財産の確定及び清算事務の早期結了に向け、現時点における未請求者にかかる未払額については本年12月を目途に国（法務局）に供託することとしています。

(3) 滞納掛金の回収 <作業スケジュール③参照>

基金解散時に掛金の滞納を有する事業所（6社、2,578千円）に対しては事業主間の負担の公平を期する観点から、納付督促等を実施し全額の回収に努めてきたところです。解散後の掛金納付に対する反発もあり回収には困難を伴いましたが、本年8月末までに5社分2,517千円を回収いたしました。

残る1社61千円については、既に法人の実態を失っており、強制徴収できる財産もなく、代表者との連絡も一切つかない状況であり事実上回収困難であることから、清算人会の決議に基づき不納欠損の処理を行っております。

(4) 未収返納金の回収 <作業スケジュール④参照>

基金解散時における年金過払いに係る返納金債権については、できるだけ多く回収するべく納付勧奨等を進めてきましたが、債務弁済者（遺族）が特定できないケースが多いことや、遺族が納付に応じてくれないこと等の理由により、現時点において約1,600万円が無回収となっております。しかしながら、亡くなった受給権者の住所が全国に点在し、個別に債務弁済者を調査確認し納付勧奨を行うためには、相当のコストと時間を要するとともに、清算事務の長期化にも繋がりがねず、現実的ではありません。

このため、費用対効果及び清算事務の早期結了の観点から、当該返納金債権については、清算人会の決議に基づき、年内に不納欠損の処理を行うこととしております。

【返納金債権の収納状況】

調査決定額		うち収納額		収納未済額	
件数	金額	件数	金額	件数	金額
2,539件	257,283千円	2,367件	241,161千円（93.7%）	172件	16,122千円（6.3%）

（注）件数及び金額は、平成16年度から平成29年度までの債権発生分。

2. 年金資産等の状況

(1) 年金資産及び国への返還額の見込み

前記1.(1)の国と基金の記録突合のとおり、現在約100件の不一致記録があり、記録突合作業は完了しておりませんが、現時点における99.99%の一致データを基に国への返還額である最低責任準備金の仮計算を行ったところ、その額は1,273億円と見込まれています。

一方、年金資産額については、既に国に事前納付した額1,278億円を含め本年9月30日現在で1,321億円となっています。これにより、資産総額1,321億円から国への返還額1,273億円及び未払給付費10億円を控除した約38億円が残余財産となる見込みです。ただし、38億円には基金の加算年金とは別個に区分経理を行い、基金解散に伴い制度終了した退職加算年金制度にかかる分配交付分約4.5億円が含まれていることから、実質的な残余財産は約34億円と見込んでおります。

【貸借対照表】(平成30年9月末現在)

年金資産 1,321億円	最低責任準備金 1,273億円
	未払給付費 10億円 (4.5億円)
	残余財産 38億円

(注) 1.年金資産には国に事前納付した1,278億円を含む。最終的に最低責任準備金額が事前納付額を下回った場合は当該下回る額は国から還付される。

2.残余財産の上段()は、退職加算年金制度にかかる分配交付額で再掲。

(2) 分配金の取り扱い

現時点における分配見込額34億円については、基金解散時点における分配対象者約7万6千人(加入者29,100人、受給者30,565人、受給待期者16,306人)に対し分配することとなります。

記録突合が完了し残余財産の確定後、対象者の皆さまへ個別に分配額をご案内させていただく予定としております。ただし、分配金は個人単位で分配いたしますので、事業主へ分配することはありません

なお、現在加入されている自社の退職給付制度(確定給付企業年金(DB)、確定拠出年金(DC)、中小企業退職金共済制度(中退共))に対象者の分配金を交付・移換することも可能です。分配金の自社退職給付制度への交付・移換を希望される事業主におかれましては、**平成30年11月30日までに、別紙「連絡票」により当基金あてFAX(03-5829-6982)にてご連絡をいただきますようお願いいたします。**(既に、その旨のご連絡をいただいている事業主におかれましても、お手数ながら最終確認のためご提出いただきますようお願いいたします。)

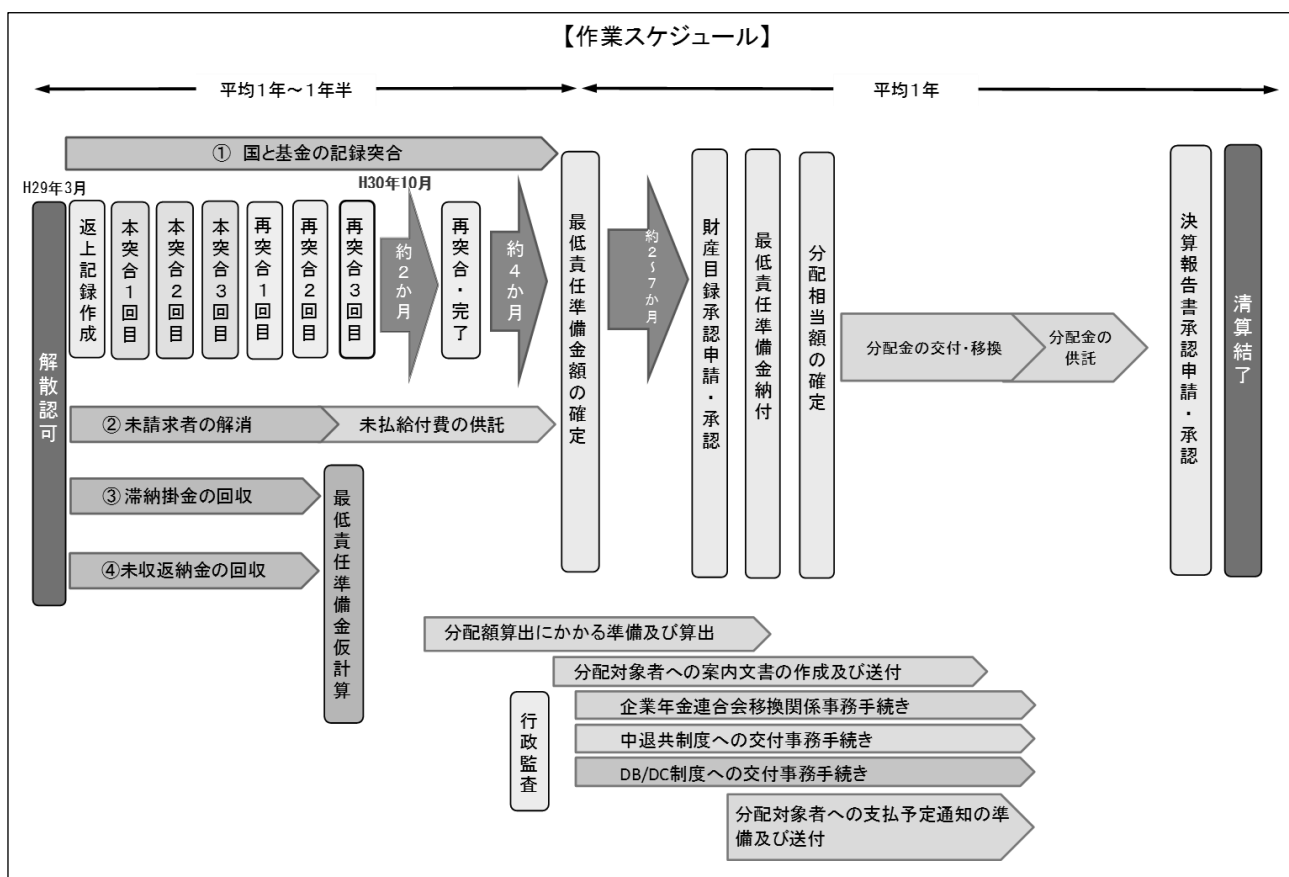
3. 清算事務の今後のスケジュール

現在、国と基金の記録突合において約100件の不一致記録があり、これを早急に完全一致させることで記録突合が完了することとなります。記録突合の完了により国への返還額である最低責任準備金が確定し、その後分配金の具体的な分配作業に移行することとなります。

また、この間には、行政による監査、財産目録の作成及び承認申請等の作業を進めていくこととなります。

最低責任準備金の確定から最終的な清算結了まで平均的な規模の基金で通常1年の期間は要すると言われておりますことから、当基金ではこれ以上の時間を要することも考えられますが、一刻も早い清算結了に向け鋭意作業を進めてまいります。

事業主の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、事情をご賢察のうえ、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



(注) 最低責任準備金確定以降のスケジュールは、標準的な規模の基金の場合のスケジュールです。

〈照会・連絡票送付先〉

〒101-8571
東京都千代田区岩本町1-11-11
東京金属事業健保会館1階
東京金属事業厚生年金基金
TEL 03-5829-6871
FAX 03-5829-6982